

災害モニター運用要領を下記のように定め、平成28年4月1日から実施する。

記

1 目的

この通達は、地震、風水害等の自然災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害情報を早期に把握し、並びに災害及び防災に係る警察活動に対する意見及び要望を把握するため、災害モニター（以下「モニター」という。）を委嘱して災害情報の収集体制を強化し、迅速かつ効率的な災害警備活動に資することを目的とする。

2 運用の基本

モニターの任務が、住居地又は勤務地付近における災害危険箇所、災害警備活動上必要な施設等（以下「災害危険箇所等」という。）について、日常生活を通じて見聞した内容等を警察署長（以下「署長」という。）に通報するものであることに鑑み、その運用に当たっては、過重な負担を掛けることなく、かつ、災害時における受傷等の危害の防止に万全を期さねばならない。

3 委嘱基準

署長は、モニターを委嘱する必要があると認めるときは、災害危険箇所等1箇所につき、1人を委嘱する。ただし、大規模な被害状態が予想される災害危険箇所等については、複数のモニターを委嘱することができる。

4 任期の開始基準年月日

モニターの任期の開始基準年月日は、西暦の年数が偶数の4月1日とする。ただし、新たにモニターを委嘱する必要があると認めるときは、この限りでない。

5 任期

モニターの任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの間（前記4ただし書の場合においては、任期が開始する日から西暦の年数が偶数の3月31日までの間）とする。ただし、再任を妨げない。

6 任務

モニターは、次に掲げる事項に関して、日常生活を通じて見聞した内容及び地域住民から聴取した意見、要望等を口頭、電話等により署長に通報することを任務とする。

- (1) 災害による被害発生状況
- (2) 被害の発生するおそれがある危険箇所等
- (3) 被害の発生するおそれがある異常な気象状況、自然現象等
- (4) 災害及び防災に係る警察活動に対する意見及び要望

7 委嘱

- (1) 署長は、次に掲げる要件のいずれにも該当している者のうちからモニターを選考し、委嘱するものとする。

ア 日常生活の中で災害危険箇所等の災害現象を観察できる者

イ 地域の実情に精通している者

ウ 災害対策に理解があり、かつ、任務遂行に熱意を持っている者

エ 年齢がおおむね20歳以上の者

(2) 署長は、モニターを委嘱するときは、委嘱状（様式第1号）を交付するものとする。

8 解嘱等

(1) 署長は、モニターが次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該モニターを解嘱することができる。

ア 任期の途中においてモニターを辞退したとき。

イ 心身の故障のためモニターの任務が遂行できなくなったとき。

ウ モニターとしてふさわしくない行為があったとき。

(2) 署長は、モニターを解嘱したときは、後任者を選考し、委嘱することができる。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

9 運用上の留意事項

署長は、モニターの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) モニターから通報された事案については、警察官が迅速に臨場するなど、所要の措置を講ずること。

(2) モニター宅に対する警察官の立ち寄りを行うなど、緊密な連携に努めること。

(3) モニターの任務遂行に必要な資料等の提供を積極的に行うこと。

10 報告

(1) 署長は、モニターに委嘱しようとする者を、災害モニター委嘱（解嘱）状況報告書（様式第2号）により、任期開始日のおおむね10日前までに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告（警備部災害対策課対策第一係経由。以下同じ。）をするものとする。

(2) 署長は、前記4ただし書の規定により新たにモニターを委嘱しようとするとき、又は前記8の(2)の規定により後任者に委嘱しようとするときは、災害モニター委嘱（解嘱）状況報告書により、その都度本部長に報告をするものとする。

(3) 署長は、モニターからの通報の受理状況を、災害モニター通報件数報告書（様式第3号）及び通報状況報告書（様式第4号）により、毎月5日までに本部長に報告をするものとする。

(4) 署長は、モニターを解嘱したときは、速やかに災害モニター委嘱（解嘱）状況報告書により、本部長に報告をするものとする。